

一般不定期航路事業について (令和7年4月版)

- 「一般不定期航路事業」とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 「一般不定期航路事業」に該当する運送とは・・・・・・・・ P2
- 「一般不定期航路事業」の手続・・・・・・・・・・・・・・・・ P3～6
- 事業の運営で注意いただきたいこと・・・・・・・・・・・・ P7～11
- 安全運航のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12～14
- 運航開始までに必要な船員法の手続・・・・・・・・・・・・ P15～16
- 運航開始までに必要な教育訓練・・・・・・・・・・・・ P17
- 安全設備の義務化について・・・・・・・・・・・・ P18～22
- 九州運輸局の管轄地域・・・・・・・・・・・・・・・・ P23

※「人の運送をする不定期航路事業」は【海上運送法の一部を改正する法律】が令和7年4月1日に施行され、「一般不定期航路事業」となりました。

※同法律は段階的に制度の変更や追加が行われていますので、以下のHPを参考とさせていただきます。

(URL : https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000086.html)

一般不定期航路事業とは

2. 海上運送法 事業区分一覧表

		貨物のみの運送 をするもの (旅客定員なし)	人の運送をするもの ※	
			旅客定員 1～12名	旅客定員 13名以上
一定の航路を定めているもの	定期運航	貨物専用定期航路事業 (内航海運業法に基づく手続 ※施行されている場合を除く) 内航貨物船 等	貨客定期航路事業 海上タクシー等 内航貨物船 等	一般旅客定期航路事業 長距離フェリー等 離島航路 等
	不定期運航	貨物専用不定期航路事業 (内航海運業法に基づく手続 ※施行されている場合を除く) 内航貨物船 等	① 一般不定期航路事業 小型クルーズ船 海上タクシー等	旅客不定期航路事業 通船、遊覧船 クルーズ船 等
航路不定のもの		貨物専用不定期航路事業 (内航海運業法に基づく手続 ※施行されている場合を除く) 内航貨物船 等	一般不定期航路事業 小型クルーズ船 等	② 一般不定期航路事業 クルーズ船 等

※ 人の運送をするものであって、旅客定員が13名以上の場合において、輸送対象が「特定の者の」
需要に応じ、特定の範囲の人の運送」であれば、旅客定員が1～12名の場合と同じ手続きとなる。

①

非旅客船（旅客定員1～12名）で、日程やダイヤを定めない不定期運航の場合、航路が一定か不定かに関わらず「一般不定期航路事業」に該当します。

例：海上タクシー、花火大会時の遊覧船
イルカウォッチング、小型クルーズ船

②

旅客船（旅客定員13名以上）で、航路に反復性・継続性がない航路不定のものに限り、「一般不定期航路事業」に該当します。（※原則年3日以内であり、1年は1～12月でカウントします。）

例：年1回限りのクルーズ、2地点間輸送

旅客船により運送を行う場合は、一般不定期航路事業業に該当するか管轄の運輸支局等（P23）へお問い合わせください。

※ 一定の航路を定めて、反復・継続的に旅客船（旅客定員13名以上）を就航させて事業を行う場合には、一般旅客定期航路事業や旅客不定期航路事業に該当することとなり、一般不定期航路事業とは異なる許可等の手続きが別途必要になります。

「一般不定期航路事業」に該当する運送とは

原則として非旅客船（旅客定員1～12名）を使用し、不定期（日程やダイヤを定めずに、他人の需要に応じて、人を運送する事業（有償であるか無償であるかは問いません））ということになります。

なお、旅客船（旅客定員13名以上）を使用して事業を行う場合には、取扱いが異なる場合がありますので、判断に迷う場合は、管轄の運輸支局等あてお気軽にお問い合わせをお願いします。

【「一般不定期航路事業」の登録が必要なケース】

例1) 通常は遊漁や瀬渡しの仕事をしているが、それら以外で人を乗せて運ぶ場合。

※ 本来の業務（遊漁や瀬渡し）に使用する場合は、海上運送法の適用はありません。

例2) 島や対岸などに用事のある人や島などに観光に出かける人に頼まれて、これらの人を乗せて運ぶ場合。

※ 漁船、瀬渡し・遊漁船、プレジャーボートなどその船の用途には関係なく旅客定員を有する全ての船舶が対象になります。

例3) イルカウォッチング、カモメウォッチングなど海上観光や遊覧のために人を乗せる場合。

例4) 会社や官庁に頼まれて、海上にある施設などを点検や監視のため、または、海上での調査・研究などのために、事業として人を乗せて運ぶ場合。

例5) 海上で行われるイベントの主催者などから頼まれて、体験航海などで人を乗せて運ぶ場合。

例6) 第三者から頼まれて、花火大会を海上から観覧させるため乗せる場合。

【「一般不定期航路事業」の登録が不要なケース】

例1) 遊漁船、瀬渡し船、ダイビングボート

・遊漁船や漁船による体験漁業も含まれます。

例2) イベント主催者が、そのイベントの一環として船舶を用いる場合（遠泳大会の併走、神事の氏子の運送等）

※ ただし、イベント見学者やイベント会場への運送は適用があります。

例3) 自己の用に供する運送

・身内、友人、隣人を無償で運送することも含まれます。

「一般不定期航路事業の登録」の手続

※特定の範囲の「一般不定期航路事業」の登録（個別の運送契約に基づく会社従業員のみの輸送等）については手続が一部異なります。あらかじめ、管轄の運輸支局等までご連絡ください。

※（記載例）をクリックすると記載例が確認できます。

事業を開始するための手続

事業を始めるには、以下の手続が必要です。

I 「一般不定期航路事業」の登録申請書（記載例①）

①住所及び氏名

②法人である場合は役員の氏名

定款及び登記事項証明書の提出が必要

③航路の起点、寄港地及び終点又は航行する水域

航路図の提出が必要（記載例②）

④船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

⑤係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）
その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置

⑥密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

⑦使用船舶の明細

ア) 用船の場合は用船契約書の写し、イ) 船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書の写し、ウ) 船舶検査証書の写し、エ) 船舶検査手帳の写しが必要

⑧その他の開始しようとする事業の概要

⑨事業開始の年月日

⑩特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

特定需要の場合のみ記載が必要、該当ある場合は契約書の写しが必要

⑪誓約書

⑫船客傷害保険契約証書の写し

旅客定員1人当たり5,000万円以上の保険に加入していること

⑬小型船舶操縦免許証の写し・・・船長分、特定操縦免許であること

※事業を開始する前に登録を受ける必要があります。登録に要する標準処理期間は1ヶ月であるため、余裕を持って運輸支局等に申請をお願いします。

※登録になりましたら九州運輸局長名の登録通知書を交付します。

登録後は登録免許税 15,000 円を納付する必要があります。納付の方法、納期限及び納付後の届出の各手続き方法は登録後に運輸支局等から送付する説明文書をご確認ください。

※九州運輸局は登録した事業者について、「一般不定期航路事業者登録簿」を作成し、九州運輸局ホームページなどに掲載します。

II 安全管理規程設定届・安全統括管理者選任届・運航管理者選任届（事業開始前届出）

- ① 安全管理規程の設定届出
- ② 安全統括管理者の選任届出
- ③ 運航管理者の選任届出

※令和7年度より安全統括管理者・運航管理者試験が開始され、令和8年度より資格者証制度が創設されます。詳細は運航労務監理官にお問い合わせください。

船舶、航路等を変更するための手続（登録を受けた事業者の変更）

変更手続には、以下の届出が必要です。

III 一般不定期航路事業変更届（変更後遅滞なく届出※）

① 一般不定期航路事業変更届（記載例③）

（変更事項によって使用船舶明細書や航路図等を添付する必要があります。）

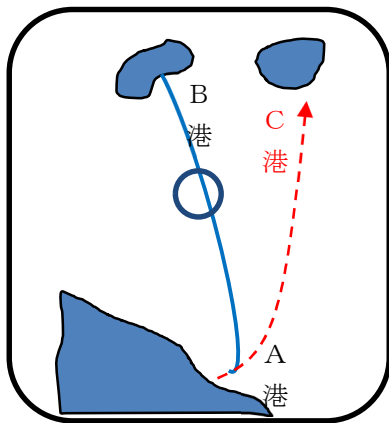
※変更の内容（船舶の入れ替え・航路の変更など）によっては、安全管理規程についても変更予定期日までに手続が必要な場合があります。

※本届出は事後届出制ですが、安全管理規程の届出は事前手続であることから、手続きのワンストップ化のため、安全管理規程と同時に事前提出されることをおすすめします。

変更内容の例

① 使用船舶を変更したとき

② 航路・海域を追加・変更したとき



航路として届出している区間がA港～B港のとき、A港からC港へ運航した場合は遅滞なく変更届出を行ってください。

③ 「使用船舶明細書」に記載された内容を変更したとき

（具体的には、「船名、船舶所有者、総トン数、旅客定員、主機の種類、連続最大出力、航海速力」が変更となる時）

④ 輸送施設（係留施設、水域施設、陸上施設）の名称及び位置を変更したとき

⑤ 氏名（法人の場合は会社名、代表者名、役員）・住所を変更したとき

その他の登録事項に変更があれば、管轄の運輸支局等までお問い合わせ下さい。

船舶、航路等を変更するための手続（みなし事業者の変更手続）

表紙に記載のとおり、「人の運送をする不定期航路事業」は令和7年4月1日に「一般不定期航路事業」となります。

令和7年3月31日までに「人の運送をする不定期航路事業」の事業開始届出を行い、事業を営んでいる方は令和7年4月1日以降、「一般不定期航路事業」のみなし事業者として引き続き事業を行うことができます。

みなし事業者が以下の変更を行うときも「一般不定期航路事業の変更届出書」の提出が必要ですが、登録を受けた事業者が変更する場合と多少、届出事項が異なりますので、みなし事業者用の記載例を作成しました。（記載例④）

変更内容の例

- ① **使用船舶**を変更したとき
- ② **航路・海域**を追加・変更したとき
→具体例は前ページと同様
- ③ 「**使用船舶明細書**」に記載された内容を変更したとき
→具体例は前ページと同様
- ④ **氏名（法人の場合は会社名、代表者名）・住所**を変更したとき
→みなし事業者の場合、前ページ⑤の役員が変更になるときの変更手続は不要です。

※みなし事業者の場合、前ページ④**輸送施設（係留施設、水域施設、陸上施設）の名称及び位置**が変更になるときの変更手続は不要です。

※みなし事業者のまま、事業を営める期限は令和9年3月31日までのため、できるだけ早期に「一般不定期航路事業の登録申請書」の提出にご協力ください。

事業を承継するための手続



事業を承継する場合、事業承継申請書の提出が必要です。

譲渡譲受（記載例⑤）、相続（記載例⑥）、合併分割（記載例⑦）により、様式が異なります。

※標準処理期間は7日間です。

ただし、上述の「みなし事業者」が事業を承継する場合、事業承継申請はできず、「一般不定期航路事業の登録」を受ける必要がありますので、ご注意ください。

事業を廃止するための手続

事業を廃止するには、以下の届出が必要です。

IV-1 上述のみなし事業者が令和7年4月30日までに事業を廃止した場合
人の運送をする不定期航路事業の廃止届の提出が必要です。（記載例⑧）

※廃止した日から30日後までに管轄の運輸支局等へ届出を行う必要があります。

IV-2 IV-1 以外の場合

一般不定期航路事業廃止届の提出が必要です。（記載例⑨）

※廃止する30日前までに管轄の運輸支局等へ届出を行う必要があります。

旅客船により事業を行う場合は、運航を行った毎に運航実績報告書の提出が必要となります。[様式](#)（←クリックしてください。）

登録を受けた事業者は、実績の有無に関わらず、年1回、毎年4月30日までに、前年4月～3月の輸送実績を、内航一般不定期航路事業運航実績報告書（第五号様式）により報告しなければなりません。

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条）

[様式](#)（←クリックしてください。）

登録された事業者の方は、下記事項を自社（者）のホームページ等その他適切な方法により公表しなければなりません。（海上運送法施行規則第19条の2の2第1項）

- ・安全管理規程
- ・安全統括管理者及び運航管理者に係る情報
- ・輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）
- ・輸送の安全に関する重点施策（安全重点施策）及びその達成状況

※下記ページに「安全情報の公表掲載例」を掲載しております。

[海上運送法及び安全管理規程による記録事項の様式例 - 九州運輸局 \(mlit.go.jp\)](#)（←クリックしてください。）

登録された事業者の方は、毎事業年度の経過後100日以内に、当該事業に係る安全情報を自社（者）のホームページ等で公表するとともに、遅滞なく（目安：一週間以内）公表した内容を報告しなければなりません。（海上運送法施行規則第19条の2の2第2項及び第3項）

※詳しくは下記ページをご覧ください。

[海事：事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)（←クリックしてください。）

I. 事業の運営で注意いただきたいこと

1. 必要な掲示について

①運送約款、運賃・料金の公示を行ってください。

営業所（自宅）と船舶にも備え置いて、利用者がいつでも閲覧できるようにすることが必要です。また、ウェブサイトへの掲載も必要になります。（事業に常時使用する従業員20人以下の場合又は自ら管理するウェブサイトを有していない場合は不要です。）

貨客定期航路事業及び一般不定期航路事業に係る運送約款（例）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う旅客及び平回り品の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

（定義）

第2条 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。

2 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいいます。

3 この運送約款で「平回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室又は船内に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品

(2) 車いす（旅客が使用するものに限る。）

(3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）

4 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

第2章 運送の引受け

（運送の引受け）

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び平回り品の運送契約の申込みに応じます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

運賃表		
〇〇〇株式会社		令和 年 月 日より適用
単位：円		
発着港	着発港	運賃
A港	B港	1,000
	C港	2,000
B港	C港	1,500

運賃表				
〇〇〇株式会社		令和 年 月 日より適用		
単位：円				
A港				
800	B港			
2,200	1,400	C港		
1,600	1,000	1,000	D港	
1,200	1,200	1,000	800	E港

例 [運送約款](#) [運賃表](#) （←クリックしてください。）

②旅客の禁止事項の掲示を行ってください。

船内の旅客が見やすい場所（客室内や入口など）に掲示しましょう。

乗船のみなさまへお願い

航海の安全と秩序維持のため、海上運送法および運送約款に定められている次の**禁止事項**をお守りください。

- ① みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- ② みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- ③ 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- ④ みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- ⑤ みだりにタラップ、その他乗船者の乗下船または転落防止のための設備を操作し、または移動すること。
- ⑥ みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船客の安全のために掲げられた標識または掲示物を損傷し、または移動すること。
- ⑦ 石、ガラスびん、金属片その他船舶または船舶上の人もしくは積載物を損傷する恐れのある物件を船舶に向かって投げ、または発射すること。
- ⑧ 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- ⑨ 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
- ⑩ 他の乗船者に不快感を与え、または迷惑をかけること。
- ⑪ 船内の秩序もしくは風紀をみだし、または衛生に害のある行為をすること。

乗下船その他船内における行動に関し、船長が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従うこと。

[PDF版](#) [Word版](#) （←クリックしてください。）

③安全管理規程を事務所と船内へ備え置いてください。

定期的に内容を確認して、変更があれば九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官または管轄の運輸支局等まで変更手続きを行ってください。

※電子データは下記ページよりダウンロードしてください。

[安全管理規程（海事関係） - 九州運輸局 \(mlit.go.jp\)](#)

安全管理規程 (個人海上タクシー事業者用)	
この規程は、令和 年 月 日より実施する。	
事業者名 _____	
目 次	
第1章	総 則
第2章	経営トップの責務
第3章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制及び職務並びに権限
第5章	運航計画の作成等及び運航に必要な情報の収集・伝達
第6章	運航の可否判断
第7章	輸送に伴う作業の安全の確保
第8章	輸送施設の点検整備
第9章	海難その他の事故の処理
第10章	安全に関する教育、訓練及び見直し等
第11章	雑 則

2. 乗船できる旅客の数について

「一般不定期航路事業」は、主に非旅客船（**旅客定員1～12名**）を使用した事業です。また、**各使用船舶の旅客定員を超えて事業を行うことはできません。**

（※旅客船により運航できる場合もあります。旅客船により運航する場合は一般不定期航路事業に該当するかについて、管轄の運輸支局等へお問い合わせください。）

【注意】船舶検査証書に、用途による場合分けがされているケース

例：用途が「遊漁船（旅客船）」と「その他の場合」

船舶検査証書			
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は係船港	
〇〇〇丸	第290-.....号	△△市	
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者	
10トン (12メートル)	遊漁船(旅客船)兼交通船	〇〇 △△	
従業制限区域又は	沿海区域 ただし、.....		
最大とう載人員	旅客	遊漁船(旅客船)の場合 25人	その他の場合 12人
	船員	遊漁船(旅客船)の場合 3人	その他の場合 3人
	その他の乗船者	遊漁船(旅客船)の場合 0人	その他の場合 0人
	計	遊漁船(旅客船)の場合 28人	その他の場合 15人
制限汽圧	-		
その他の航行上の条件	-		
有効期間			
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成〇〇年 〇月 〇日			
日本小型船舶検査機構			

「旅客 遊漁船（旅客船）の場合 25人」と記載されています。
遊漁船として使用する場合には、別の法律（遊漁船の適正化に関する法律）の手続きが必要となります。

一般不定期航路事業（海上タクシー事業）では、こちらの**旅客定員の範囲**で事業を行うことが必要です。
（※この船の場合、海上タクシー事業で運航するときに、**お客さんを13名以上乗せると、海上運送法では違反**となります。）

※ 定員を超過することのないよう、出港前にあらかじめ**検査証書上の旅客定員と乗船時の旅客数を把握しておくことが重要**です。

※ また、**運航する海域が航行区域又は従業制限上問題ないこと、検査証書が有効期間内であることを確認しておくことも重要**です。

3. その他注意すること

① 不当な差別的取扱いの禁止

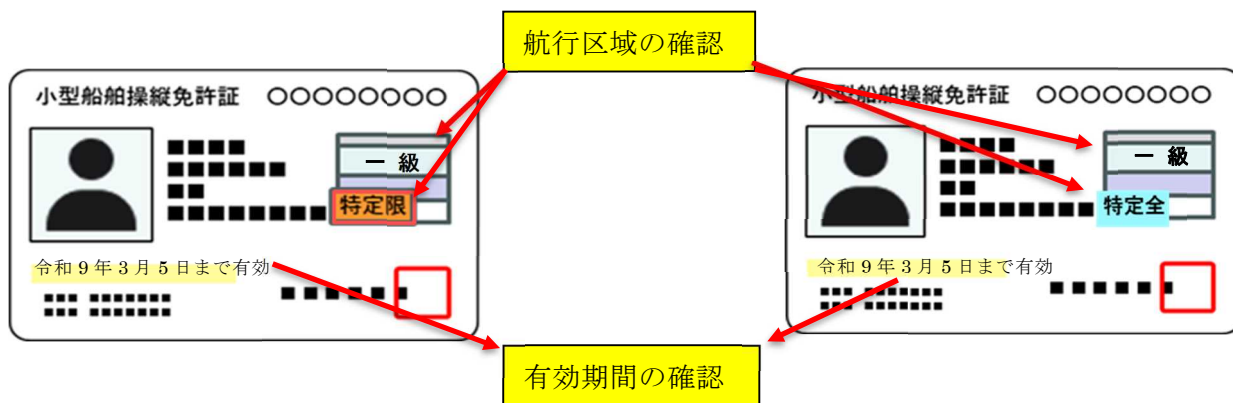
特定の利用者に対して不当な差別的取扱いを行うことは禁止されています。

【海上運送法第13条（準用：法第22条第3項）】

② 船長は、**特定操縦免許の受有**が必要となります。

航行区域が平水区域のみの場合

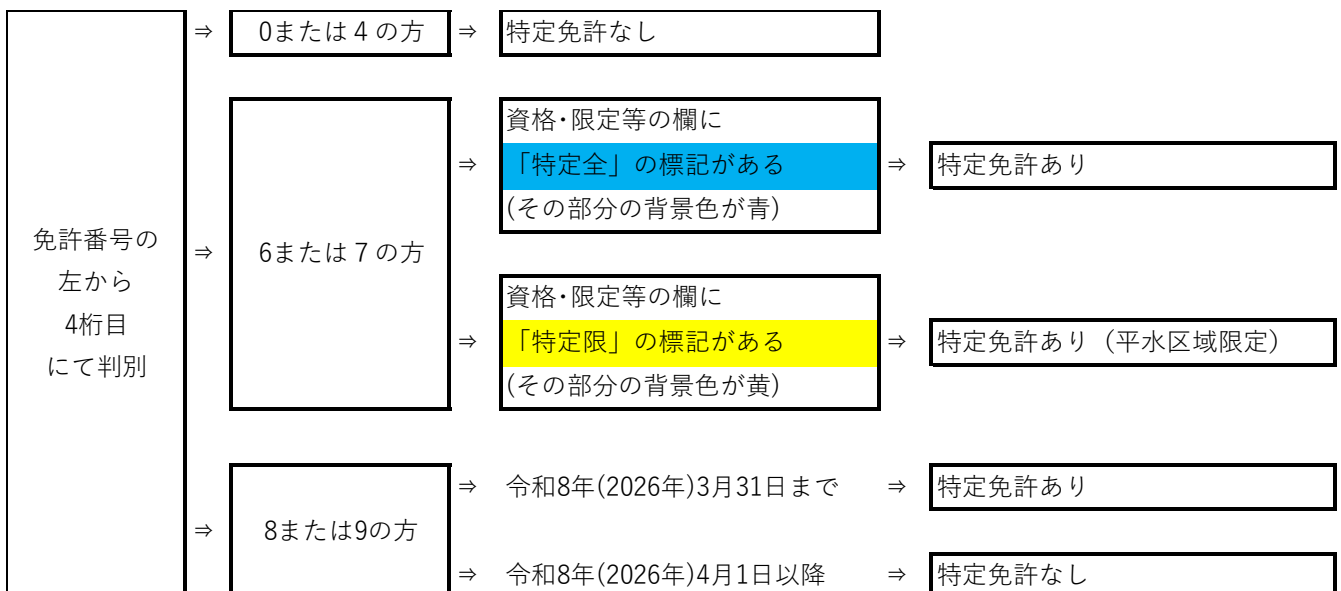
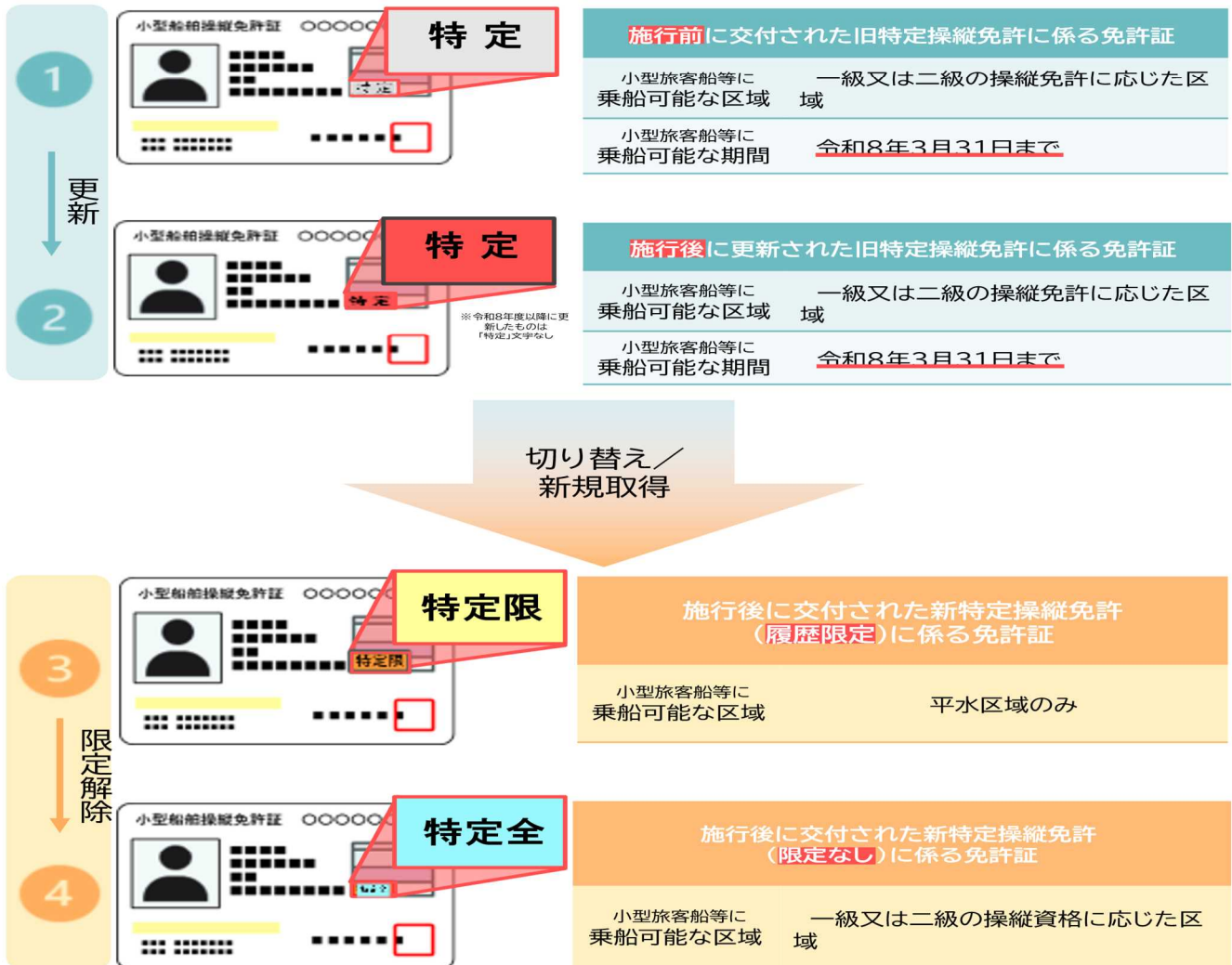
航路区域が平水区域を越える場合



※令和6年4月より、小型旅客船の船長に必要な「特定操縦免許」の制度が改正されました。改正の内容については、以下の国土交通省HPをご確認ください。
(URL：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000004.html)

③ その他

- 遊漁船業や瀬渡し船などの行為を行う場合は、**地方自治体（県）への登録**が必要になります。
- 事業の形態によって海上運送法以外の法律が適用されることもありますので、事業を行うにあたっては各自で、必要な手続きを確認したうえで、これを適切に行っていただきますようお願いいたします。



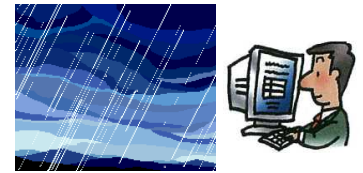
II. 安全運航のために

① 発航前の検査・点検を十分に行いましょう。

発航前に、チェック表をもとに、①航海機器、灯火、推進器、機関等 ②燃料、飲料水の積み込み状況 ③通信機器（船舶電話・携帯電話）類 などについて問題が無い点検をしましょう。

② 発航前の気象・海象の情報は十分に行いましょう。

発航前に十分な気象・海象の情報を、テレビやラジオ、インターネットにより入手しましょう。



設定した運航中止基準の例

発航地の気象・海象	
風速	10m/秒以上
波高	1.5m以上
視程	1000m以下

入手した情報と、安全管理規程に定めた基準を基に運航できるかどうかを判断
※運航中止基準に達している又は超えるおそれがあるときは運航できません。
※危険だと思ったら、運航中止！
※運航可否判断等の手順書については、下記ページからダウンロードしてください。
[安全管理規程（海事関係） - 九州運輸局 \(mlit.go.jp\)](#)

③ 発航前にアルコールチェックを行いましょう。

安全管理規程では、船長・乗組員について飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が、0.15mg以上である間、当直は実施できないと規定しています。

そのため、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築する必要があります。

また、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」では、飲酒・薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦すること、当該状態の者に小型船舶を操縦させることを禁じています。



④ 救命胴衣を備え付け、乗客に着用させましょう。

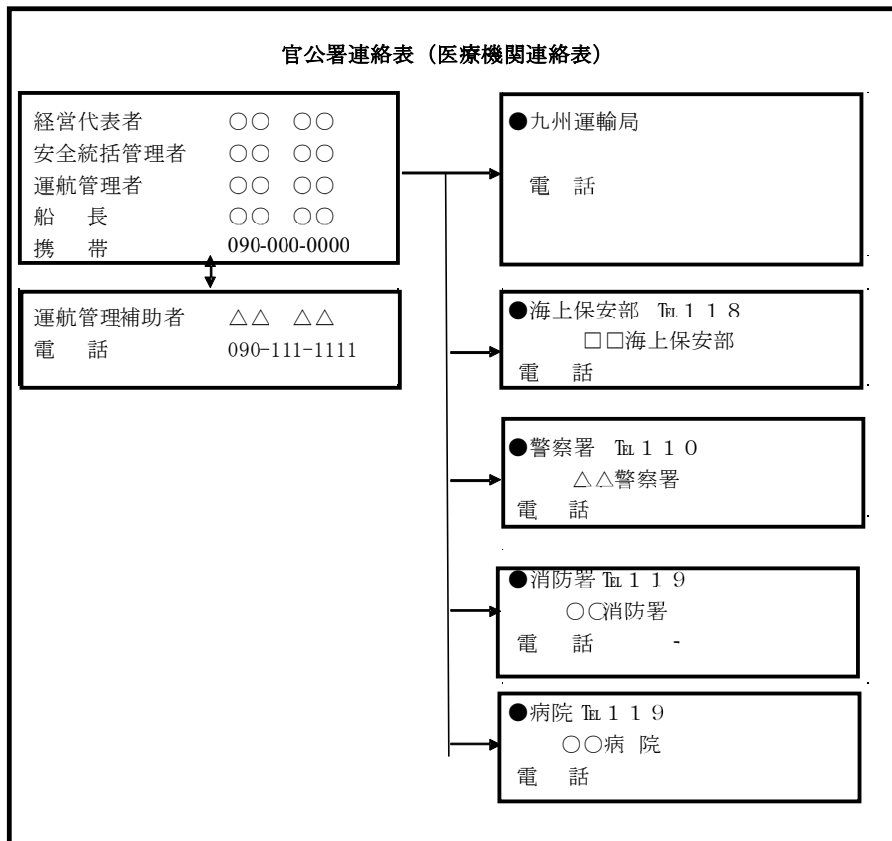
船室外の暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させて下さい。



- 見やすく、取り出しやすい場所にあるか
- 個数、ひも切れが無いなど使用可能な状態か。

⑤ 緊急連絡表を掲示しましょう。

安全管理を行う者や海上保安部、消防署、医療機関などの連絡先を記載した緊急連絡表を作成し、船橋などの見やすい場所へ掲示をお願いします。



緊急連絡先の電話番号に変更がないか。
(半年に1回程度確認を！)

⑥ 旅客名簿を作成しましょう。

令和6年4月より、旅客名簿備え置き義務の見直しが行われ、**旅客名簿を備え置く場所を原則として陸上に変更し、備え置きの義務主体は船長から旅客船事業者に変更するとともに、一定の船舶に備え置きの義務づけを拡大しました。**

人の運送をする不定期航路事業では、**沿海区域以遠を航行し、港と港（出港～着港）の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路**が対象となりますので、対象となる航路のある場合は、旅客名簿の作成、備え置きが必要です。また、作成した旅客名簿は、**航海が終了した日から1年間保存**してください。

＜旅客名簿の記載事項＞

- (1) 氏名
- (2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分
- (3) 性別
- (4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名
 - イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号
- (5) 乗船の日時及び港並びに下船の港
- (6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

⑦ 記録簿を作成しましょう。

安全管理規程では、上記①～③のように点検及び検査等を実施し、その結果を記録簿に記録し、一定期間保存することが定められています。

詳細は下記ページをご覧ください。

[海上運送法及び安全管理規程による記録事項の様式例 - 九州運輸局 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)

Ⅲ. 運航開始までに必要な船員法の手続 (船員法の対象者のみ)



まず、『船員法』の対象の船舶について、ご紹介します。

【適用対象の船舶】

次の船舶以外は船員法が適用されます。

- 総トン数5トン未満の船舶
 - 湖・川・港のみを航行する船舶
 - スポーツ・レクリエーション用の小型船舶
 - 総トン数30トン未満の漁船（定置網漁業、区画、共同漁業に従事するもの）
- ※ 上記以外の漁船については、漁法等によって船員法の適用・非適用の判断が異なりますので、詳細を確認したい場合は漁業許可証や船舶の用途が分かる書類とともにご相談ください。



確認その1) 使用船舶について、船員法の適用があるかないか、ご確認ください。



もし、船員法の適用がある場合には・・・

確認その2) 船員法で定められた実施内容を実行してください。

【実施内容】

- ① **書類の備置**・・・海員名簿、公用航海日誌、衛生担当者記録簿、安全担当者記録簿、労務管理記録簿（労働時間等の記録簿）



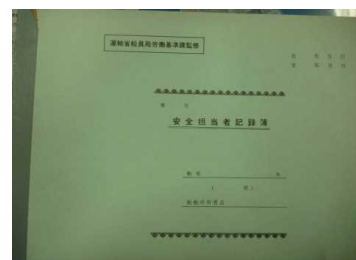
海員名簿



公用航海日誌



衛生担当者記録簿



安全担当者記録簿

※上記の書類については、最寄りの船具店等において購入できます。
労務管理記録簿は国土交通省のホームページに様式を掲載しています。
(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html)

② 船員手帳の受有

※運輸局や指定された市町村で交付されます。



③ 発航前検査

発航前に航海に支障がないか、準備が整っているか等の検査を行い、「公用航海日誌」に記録

④ 航海の安全の確保

見張りや休息などの「航海当直基準」を遵守

⑤ 航行に関する報告

海難等が発生した場合の報告義務

⑥ 雇入契約書の交付

雇入契約書を2通作成し、1通を船員に交付し、他の1通を事務所に備え置くとともに写しを船内に備え置く（事業者が船長を兼ねている場合は不要）

⑦ 雇入れ契約成立等の届出

船員手帳・海員名簿に必要な事項を記入のうえ、運輸局（本局・運輸支局・海事事務所）または指定された市町村の担当窓口へ届出書を提出

※届出の際に必要な確認書類（お持ちいただくもの）は手続きの内容によって異なりますので、詳細は担当窓口へお尋ねください。

※特定教育訓練対象者の雇入届出の際は、訓練状況が確認できる教育訓練実施記録簿等の提示が必要です。（特定教育訓練対象者はP14参照）

⑧ 安全と衛生

船員の安全と衛生を守るために、安全担当者として衛生担当者を選任し、医薬品・作業用具の整備や教育を行い、安全担当者記録簿または衛生担当者記録簿に記録する。

⑨ 健康証明書

指定された医師が証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り込ませるはなりません（事業者が船長を兼ねている場合は不要）。

⑩ 労働時間等の記録

雇用船員がいる場合、船員ごとに労務管理記録簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。

⑪ 船員法第111条に基づく報告

「災害疾病発生状況報告」「事業状況報告」を主たる事務所を管轄する運輸支局等へ報告

IV. 運航開始までに必要な教育訓練

船舶所有者は、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する水域の特性等に応じた操船に関する教育訓練（＝**特定教育訓練**）を実施する必要があります。

【特定教育訓練対象者】

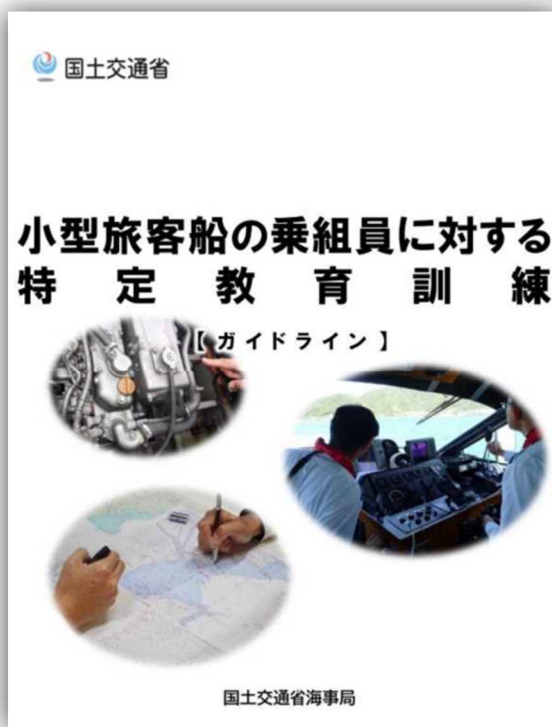
総トン数20トン未満の船舶の乗り組む下記の者

- ・ 船長
- ・ 甲板員
- ・ その他乗組員（輸送の安全の確保に関する業務を行う者）
- ・ 復職船員（3年を超える期間上記職務を離れたのち、復職しようとする者）

従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満」「湖、川又は港のみを航行」の船舶（特定小型船舶）も対象です。

※航路の新設・変更や使用船舶の変更があった場合、職務が上位へ変わる場合（甲板員から船長、その他乗組員から甲板員など）にも再度訓練を受ける必要があります。

詳細は、下記資料をご覧ください。



国土交通省のHPに掲載しています。



URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000041.html

※船員法適用船舶については、雇入届出・雇入契約変更（職務変更）届出の際に訓練状況の確認を行いますので、特定教育訓練実施記録簿の提示が必要です。

V. 安全設備の義務化について

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された「知床遊覧船事故対策検討委員会」において、船舶の安全基準の強化を含む、「旅客船の総合的な安全・安心対策」がとりまとめられました。

これを受けて、以下の安全設備等の原則義務化を予定（一部については実施）しております。

- 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な改良型救命いかだ等
- 陸上との間で常時通信できる法定無線設備（携帯電話を除く）
- 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置
- 沈没を防ぐ、または退船までの時間を確保する隔壁の水密化等

対象船舶、適用日は船舶検査証上の航行区域等によって異なりますので、詳細はパンフレット（P19～22）及び国土交通省 HP をご確認ください。

（URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html）

○海上運送法適用を受ける事業者等の船舶（遊漁船業のみを行う船舶を除く）：義務化の方向性概要

安全設備等の義務化のお知らせ【改訂版】

義務化の対象となる安全設備等

① 法定無線設備



陸上との通信手段を確保

② 非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

③ 救命いかだ等

(搭載を要しない方法を含む)



冷水中での救助待機を回避

④ 隔壁の水密化等



浸水による沈没防止・退船までの時間確保

適用日

	①法定無線設備 	②非常用位置等 発信装置 	③救命いかだ等 	④隔壁の水密化等 
旅客定員13人 以上の船舶	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日
旅客定員12人 以下の事業船*	令和7年6月1日 (準備中)	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日

※「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

経過措置

① 法定無線設備



② 非常用位置等発信装置



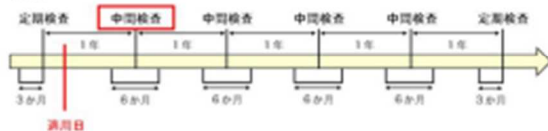
③ 救命いかだ等



④ 隔壁の水密化等

⇒ 適用日以降最初に迎える中間検査
or 定期検査までに搭載が必要

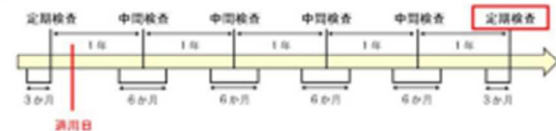
(例)



※上記例は、「旅客船（5トン以上）」の場合のイメージ

⇒ 適用日以降最初に迎える定期検査までに
搭載が必要

(例)



※上記例は、「旅客船（5トン以上）」の場合のイメージ

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。





法定無線設備

左揃えタブ

●義務化について

- 航行区域に応じ、業務用無線又は衛星電話の搭載を**義務化**※1
- 平水のみ航行する船舶は携帯電話を法定無線設備として**使用可能**※2

※1 業務用無線を法定無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要。
 ※2 航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。

<適用日以降の義務化の対象範囲>

表中の赤字が強化・見直し部分

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓ 湖川港内（琵琶湖を除く）	搭載不要	搭載不要
	✓ 琵琶湖	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※2	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※2
	✓ 上記を除く平水区域	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※2	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※2
沿海区域	✓ 2時間限定沿海	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線 又は 衛星電話
	✓ 沿岸5マイル	業務用無線 又は 衛星電話	
	✓ 上記を除く沿海区域	業務用無線 又は 衛星電話	

<業務用無線の例>



<衛星電話の例>



非常用位置等発信装置

●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する船舶は、非常用位置等発信装置（EPIRB※1又はAIS（簡易型（Class-B）を含む）の搭載を**義務化**
- 既に「AIS（簡易型（Class-B）を含む）」又は「EPIRB及びレーダートランスポンダ」を搭載している船舶は、追加の搭載不要

※1 AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの（自動浮揚型）に限る。

<適用日以降の義務化の対象範囲>

<非常用位置等発信装置の例>



表中の赤字が強化・見直し部分

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓ 湖川港内（琵琶湖を除く）	搭載不要	搭載不要
	✓ 琵琶湖		
	✓ 上記を除く平水区域		
沿海区域	✓ 2時間限定沿海	EPIRB※1 又は AIS(簡易型 (Class-B) を含む)※2	GMDSSにより措置済み
	✓ 沿岸5マイル		
	✓ 上記を除く沿海区域		

※2 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務。



隔壁の水密化等

●義務化について

➢ 限定沿海以遠を航行する船舶に対して新たに以下の設置を**義務化**

- ・水密全通甲板 及び
- ・一区画可浸（一区画に浸水しても船が沈まないこと）となる水密隔壁
- 上記の安全対策が困難な船舶（現存船や5トン未満の小型船、適用日から2年以内に建造契約した船舶）は、以下のいずれかの代替措置での対応も可能
- ・浸水警報装置及び排水設備の設置
- ・不沈性及び安定性を有する構造

<適用日以降の義務化の対象範囲>

表中の赤字が強化・見直し部分

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓ 湖川港内（琵琶湖を除く）	変更なし	
	✓ 琵琶湖		
	✓ 上記を除く平水区域		
沿海区域	✓ 2時間限定沿海	水密全通甲板及び水密隔壁（一区画可浸 [※] ） （又は代替措置）	
	✓ 沿岸5マイル		
	✓ 上記を除く沿海区域		

※ 現行規則により損傷時復原性の要件を満たす船舶は措置不要。一区画可浸の浸水計算について、打ち込みによる浸水のおそれがある区画は、満水状態（区画上部まで）での浸水を想定。

●浸水警報装置及び排水設備の設置

➢ 浸水警報装置^{※1}及び排水設備^{※2}を一定の区画に設置する必要があるが、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画（機関室を除く）には設置不要

※1 直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画、機関室に設置。

※2 ※1に加え損傷浸水のおそれがある区画に設置（いずれの区画にも使用可能な投げ込み式の排水設備を1個搭載可）。

【浸水警報装置・排水設備の設置が不要な区画（機関室を除く）】

➢ 以下の区画は、浸水警報装置及び排水設備の設置が不要

- ① 一区画可浸となる区画
- ② 区画長さ、乾舷及び深さを考慮して船舶が沈没する可能性が低いとみなし得る区画
- ③ 船首隔壁より前方の区画（現行規則の基準に適合する、最後端が0.08Lfまたは0.13Lの位置のもの）、二重底、二重船殻、燃料タンク、清水タンク、活魚倉、発泡剤等が充填された区画
- ④ 開口がボルト締め等で水密に閉鎖されたポイドスペース
- ⑤ 閉鎖されていない区画であって、放水口又は排水口[※]により、打ち込んだ水を排出できる区画（和船の暴露部等）

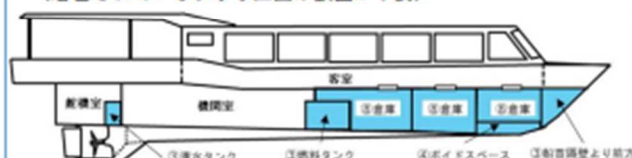
※ 排水口は、閉鎖装置が必要な場合にあっては逆止弁付きの閉鎖装置を備えるものであること。

- ⑥ 船楼、甲板室、二重底、サイドタンク、コファダム等に囲まれて、外部に暴露しない区画（打ち込み・損傷による浸水の可能性が低い区画）

➢ 以下の区画は、浸水警報装置の設置が不要（排水設備の設置は必要）

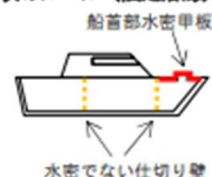
- ⑦ 暴露部の全ての開口の閉鎖装置が、主操舵席より航行中に目視又はカメラ等により確認できる区画
- ⑧ 暴露部の全ての開口の閉鎖装置が、船楼又は甲板室等によって閉鎖されている打ち込みによる浸水の可能性が低い区画

<浸水警報装置や排水設備の設置が不要な区画のイメージ>
(着色されているような区画は設置が不要)



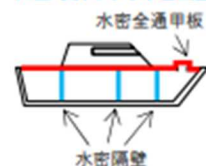
- ①、②は計算により判断。
- ②、④は、現存船と適用日から2年以内に建造契約した船舶のみ使用可能。

現状のルール（限定沿海）



水密隔壁等の設置 (主に新造船向け)

- ・水密全通甲板の設置
- ・一区画可浸となる水密隔壁の設置



又は

代替措置 (主に既存船向け)

- ・浸水警報装置の設置
- ・排水設備の設置 等



■ 浸水警報装置（アラーム）

★ 浸水警報装置（センサー）

■ 排水ポンプ

管轄地域

九州運輸局海事振興部旅客課（TEL:092-472-3155）

福岡県のうち、福岡市、宗像市、福津市、古賀市、大野城市、春日市、太宰府市、糸島市、筑紫野市、朝倉市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡、うきは市、みやま市、三井郡、三潞郡、八女郡、
長崎県のうち、壱岐市、対馬市

福岡運輸支局（門司港庁舎） 運航担当（TEL:093-322-2700）

福岡県のうち、北九州市（門司区、小倉北区及び小倉南区に限る）、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡

福岡運輸支局若松海事事務所 監理・運航担当（TEL:093-751-8111）

福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡

佐賀運輸支局（唐津庁舎） 海事担当（TEL:0955-72-3009）

佐賀県全域

長崎運輸支局（本庁舎） 運航担当（TEL:095-822-2800）

長崎県のうち、長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡、南松浦郡、西彼杵郡

長崎運輸支局佐世保海事事務所 監理・運航担当（TEL:0956-31-6165）

長崎県のうち、佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、北松浦郡

熊本運輸支局（三角庁舎） 運航・船舶担当（TEL:0964-52-2069）

熊本県全域

大分運輸支局 運航・船舶担当（TEL:097-503-2011）

大分県全域

宮崎運輸支局 運航・船舶担当（TEL:0985-63-2513）

宮崎県全域

鹿児島運輸支局（本庁舎） 運航担当（TEL:099-222-5660）

鹿児島県全域

下関海事事務所 監理・運航担当（TEL:083-266-7151）

山口県のうち、下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市

安全管理規程関係についてはこちらまで

九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官（TEL:092-472-3181）